

副教材を活用した指導事例

解説編(生徒用 p.6～29)について

1 解説編のねらいと構成

副教材を通して育成することを目指し、教育基本法第14条第1項に規定されている「良識ある公民として必要な政治的教養」は、公民科の科目「現代社会」や「政治・経済」における学習のみではなく、高等学校における教育活動の全体を通じて育まれるものである。

そのため、解説編は、公民科を担当する教員だけでなく、ホームルーム活動の時間に全てのホームルーム担任が指導できることを想定して内容が構成されている。学校や生徒の実態等は多様であるため、解説編に示した全ての項目を指導しなければならないというのではなく、適宜必要な箇所を選択して活用することが考えられる。その際、満18歳に達した高校生が有権者として初めての選挙権行使に臨むに当たって、必ず理解しておかなければならない事項や留意すべき事項は何なのか、という観点から指導計画を作成することが求められる。

また、例えば第2章「選挙の実際」の指導に当たっては、専門的知見や実務経験を有する選挙管理委員会の職員等をゲストティーチャーとして招き、実践編に示された「模擬選挙」の事前学習として位置付け、学年合同ロングホームルーム(LHR)を開催するなどの

方法も考えられる。あわせて、参考編に示された「投票と選挙運動等についてのQ&A」を説明することなども効果的である。

解説編は、以下の5章及び適宜配置されるコラムによって構成されている。学校の授業で取り扱うだけでなく、家庭に持ち帰った生徒が、政治や選挙等について家族と話をするきっかけとして活用することも期待される。

第1章 「有権者になるということ」

第2章 「選挙の実際」

第3章 「政治の仕組み」

第4章 「年代別投票率と政策」

第5章 「憲法改正国民投票」

コラム

2 各章の指導に当たっての留意点

第1章「有権者になるということ」では、税の配分を取り上げて政治の働きを理解させ、有権者になるということは、このような政治の過程に参加する権利を得るとともに、政治の働きを通して世の中をより良くしていくための責任を負うことであると理解させることをねらいとしている。本章は、政治的教養を高め、有権者として身に付けるべき資質は何かということについて高校生に考えさせる際の導入としての位置付けである。授業の冒頭で、満18歳に達した日本国民は選挙権が得られることを説明して学習の動機付けとするなど、有権者としての自覚を促すことも大切である。

第2章「選挙の実際」では、高校生が、実際の選挙の流れを実感でき、投票日に主体的に投票所に向かい、投票できるような実践的な知識を身に付けさせることをねらいとしている。本章では、高校生にもイメージしやすいように、公示・告示から投票所における投票方法、開票までの流れを図示しつつ、具体的に示している。すでに中学校社会科公民的分野の学習で習得した知識と重なる部分もあるが、一方で、具体的な選挙運動の方法や、法律で禁止されている事項については初めて学習する箇所である。参考編に示された「投票と選挙運動等についてのQ&A」と併せて取り扱うことなども効果的である。

なお、ネット選挙運動が解禁されてから、インターネットでの情報収集は行いやすくなっており有効な活用が求められる一方、選挙運動メールの送信・転送は禁止されており、さらに、18歳未満の者は選挙運動が禁止されていることをしっかり伝えることは極めて重要である。あわせて、自分は18歳でありインターネットを活用するなどの簡便な行為で選挙運動を行い得るとしても、下級生や同級生の中には18歳未満でそれらの行為ができない者がおり、同じような行為を勧めることは不適當であることに留意させる必要がある。

障害のある生徒においても、公職選挙法において、点字投票、代理投票、不在者投票などの投票方法が規定されている。障害の状況に応じて、投票所以外で投票する制度が講じられており、不在者投票では、選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院等においての投票、あるいは郵便による投票が認められている。

第3章「政治の仕組み」では、選挙で選ばれた議員がどのような活動を行っているのか、議員や政党の果たす役割はどのようなものか具体例を用いて解説し、選挙が生徒自身の生活に具体的に影響を与えていることについて理解させることをねらいとしている。公民科の科目「現代社会」や「政治・経済」でも選挙の意義については学習することから、これらの科目における学習と関連させて、選挙を通じた間接民主制の在り方について具体的に考察させることなども考えられる。

第4章「年代別投票率と政策」では、国政選挙、地方選挙とも投票率の低下が問題となっており、とりわけ20歳代など若い世代の政治的無関心、投票への意欲の低さが目立っていることについて、各種データを基に理解させることをねらいとしている。少子高齢化が進む我が国において、若い世代の低投票率が続くことどのような弊害が生じる可能性があるかについて具体的に考察させ、有権者としての自覚を育むことが大切である。

第5章「憲法改正国民投票」では、日本国憲法第96条に規定されている憲法改正のための国民投票について、その具体的な手続きを定めた「日本国憲法の改正手続に関する法律」を踏まえ、国民投票の仕組みを図示しつつ、その流れを具体的に理解させることをねらいとしている。国民投票の投票権は満18歳以上の日本国民が有することとなるため、選挙権と同様に基本的な制度・仕組みについて理解しておく必要があるが、「広報周知」や「国民投票運動」の在り方については公民科各科目の学習内容として取り上げられていない場合が多い。副教材を用いて丁寧に説明することが求められる。

「コラム」では、明治維新、国会開設、普通選挙（大正期）、日本国憲法制定時などにおける政治参加の拡大の歴史とそれによる政治の変化について、人物等を通してトピック的に取り扱っている。また、海外の選挙権年齢なども紹介している。選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、選挙権の行使などを通して様々な政治課題の解決を図っていくことの意義に気付かせることが求められる。

実践編(生徒用 p.30～89)について

1 実践編のねらいと構成

政治的教養を育むためには、解説編にある政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解するとともに、そのような知識を踏まえ、

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を育むことが求められる。

このような力を育むためには、有権者となれば判断を求められる現実の具体的な政治的事象を題材として、正解が一つに定まらない問いに取り組み、今までに習得した知識・技能を活用して解決策を考え、他の生徒と学び合う活動など言語活動による協働的な学びに取り組むことが求められる。有権者として必要な政治的教養を育てるためには、学校教育の段階において、このような経験ができる実践的な教育を生徒に対して行うことが求められている。

そのため、実践編では、後ほど紹介する模擬選挙や模擬議会等の実践的な教育活動はもとより、公民科をはじめとする全ての教科において「話し合い、討論」を取り入れた学習を進めるため、具体的な課題について、話し合いを通じて自分の意見を正しく述べ、他人の意見に十分耳を傾け、他人の考えを十分尊重するとともに、異なる意見を調整し、合意を形成していくよう話し合いのルールや各種の話し合いの方式を取り上げている（第2章「話し合い、討論の手法」）。

また、「話し合い」の手法の中でも、特に「ディベート」については、自らの考えとは逆の立論に立って話し合いを行う場合があり、より深い視野からテーマを掘り下げることが可能であることから、その具体的な手法を紹介している（手法の実践①「ディベートで政策論争をしてみよう」）。

さらに、話し合いの基本となるのは、対象となるテーマについて現状を調査することである。各学校において話し合いのテーマを選択する場合、身の回りの地域の課題を取り上げることが多いものと考えられることから、地域の調査に当たっての基本的な視点を示している（手法の実践②「地域課題の見つけ方」）。

さらに、模擬選挙、模擬請願、模擬議会など実践的な教育活動を紹介します。ワークシートなどを中心として、実際の指導の流れに沿った教材を用意し、各学校において、自由に課題を設定して実践的な教育活動を行えるようにしている（第3章～第5章）。

なお、実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。各学校において、実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に認識しつつ、指導を行っていくことが求められる。

実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のような3つがえられる。

① 「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」
<p>実践的な学習活動は、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が一つに定まらない課題を題材として扱う。葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。この学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成につながる。</p>
② 「学習したことを活用して解決策を考える学び」
<p>実践的な学習活動は、高等学校公民科及び中学校までに習得した知識・技能を活用して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活用する必要性も考えられるだろう。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。</p>
③ 「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」
<p>実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い考える活動や地域の人との意見交換など、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。</p>

2 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たって、多くの場合現実の具体的な政治的事象を題材とすることとなる。現在でも、例えば、公民科「現代社会」の導入として、現代社会における諸課題（「生命」、「情報」、「環境」など）を取り上げることが学習指導要領で求められており、また、学習指導要領解説においては、クローン技術と生命の尊厳、プライバシーと情報公開、熱帯雨林伐採などを取り上げるところを例示しているところであり、従前より現実の具体的な政治的事象についても、高校の現場で指導に当たって取り上げられてきている。

このような指導を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、実践に

基づく留意点が各学校で蓄積されているところであるが、下記のような点に配慮して学校として校長を中心に組織的に取り組むことが求められる。

- ①現実の具体的な政治的事象は、内容が複雑であり、評価の定まっていないものも多い。また、地域の課題などについては保護者も含め生徒の周囲の者が、現実の利害の関連等を持つ場合があるなど、国民の中に種々の見解がある。また、現実の具体的な政治的事象について種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であり、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結果を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。
- ②さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要である。
- ③その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意することが求められる。

なお、指導に当たっては、新聞など様々な資料を活用することが考えられる。その際、教員が授業に当たって使用する補助教材（いわゆる副教材）については、平成27年3月4日初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意し、客観的かつ公正な指導資料に基づき指導するように留意する必要がある。

また、新聞等を活用する場合も多いと考えるが、新聞等はそれぞれの編集方針に基づき記事を記述していることから、現実の具体的な政治的事象を取り上げる際に副教材として使用する場合には、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞等を使用して、比較検討することが求められる。

- ④さらに、現実の具体的な政治的事象について指導で取り上げる場合には、教員が複数の観点について解説し、生徒に考えさせることが求められる。そのため、生徒の話し合いが一つの観点についてのみ終始し議論が広がらない場合などに、教員が特定の見解を取り上げることも考えられる。さらに、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示することも考えられる。

しかしながら、教員は自らの言動が生徒に与える影響が極めて大きいことから、教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することが求められる。

また、今回の公職選挙法の改正により選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、選挙権を有する生徒が参加して実践的な活動を行うことが考えられる。政治的な教養を育むた

めに行われる指導は、特定の党派教育を行うことを目的とするものではなく、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、その資質・能力を育むという点で満18歳以上の生徒とそれ以下の生徒を区別する必要はない。

しかしながら、特に選挙運動期間中においては、公職選挙法に基づき満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党等に投票するよう呼びかける場合などには、公職選挙法上満18歳未満の者に禁止されている選挙運動となるおそれがあることから、留意が必要である（p.50参照）。また、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して選挙運動期間中等に指導を行うに当たっては、特定の候補者や政党に対する投票行為を促す又は妨げることのないよう特に留意することが求められる。

これらの活動については、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会活動の広報などを進めている議会事務局などと連携することによって、学校側の負担を軽減するとともに充実した教育活動を行うことが期待される。校長以下学校として組織的に関係機関と連携することが期待される。

また、先述したように、取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や、特定の政治的立場にいることも想定される。

学校で取り組む実践的活動については、現在の社会について探究しようとする意欲や態度を育み、公民としての資質を養うための指導であり、特定の党派教育を行うことを目的とするものではないことを、必要に応じて保護者に周知したり、当該指導を地域に公開することによって、学校の活動を正確に理解していただくよう配慮したりすることも有効である。特に、保護者や地域の人々の協力を得て活動に取り組む場合には、活動の趣旨を説明することが求められる。

また、政治的教養を育む教育の充実が図られるよう、教育委員会等においても、各学校における好事例や指導上の工夫をまとめたり、教員の研修を行ったりするなどの取組が期待される。さらに、都道府県単位で選挙管理委員会と教育委員会等関係部局が連携を図ることにより、各学校に対する協力が円滑に進むことも期待される。

実践編：話し合い、討論の手法(生徒用 p.32～37)

1 解説と指導上の留意点

本章は、「話し合い、討論」の手法について、教員指導用として留意点を加えるものである。

1. 話し合いの推進とその効果

話し合いや討論は、各教科等において積極的に行われることが期待される学習活動である。

話し合いや討論を行うに当たっては、事前に必要な情報を収集し分析したり、反論を想定して自分の考えを整理したりすることにより、自分の考えや意見の根拠を明確にして論理的に述べることに資するとともに、相手の立場や考えを尊重しつつ、考え方がまとまっていない事柄について合意を図ったり、より良い方向性を見出したりすることに資することとなる。

また、ホームルーム活動や生徒会活動などの特別活動では、生徒が自分たちの身近な事柄の中にルールなどの決まりを設けたり、身近な事柄における課題を解決したりするために、話し合いや討論が行われる場合が多い。

このように、話し合いや討論は各教科等の学習はもとより、生徒の自主的・自発的な活動も含めて、様々な場面で行われることが期待されるものであり、充実した話し合いや討論が活発に行われるような工夫が求められている。

2. 話し合いの基本

① テーマ

身近な地域や生活の中に関連付けられる課題、自分たちに関わる問題だと意欲的に取り組みやすい。

公民科、総合的な学習の時間などでは、論争的な問題、時事的な問題を取り上げることが考えられる。その際、社会的な主張を両論併記できるようなものを選択する。現実の政治の中で、「今、何が問題になっているのかを知ること」=争点を知ることが大切である。

特別活動では、話し合いのルールづくり、ホームルームや生徒会等に関する問題がテーマになる。話し合いのモチベーションを高める要素として、合意形成されたことが実行されるか、実現されるかが重要である。ホームルーム活動での話し合いでは実践できることをテーマに設定することが可能であるし、社会と直結する切実感ある課題を設定することもできる。また、決められたルールなどが実践されているかを事後学習することもできる。下記のような点に配慮して、テーマを設定することが大切である。

- テーマを参加者が話し合って決めるとモチベーションが高まりやすい。

- ・テーマは吟味して、そのテーマを話し合う必要性を共有することが大切である。
- ・議論が拡散することを防ぐために、テーマを明確な問いのかたちで示すこと、実際の具体的な問題を取り上げることも有効である。
- ・テーマ設定により、特定の考え方の枠内での議論にならないようにする。例えば「○○を防ぐためには何が有効か」とすると、○○は否定されるものとの前提に立った設定になっていることに注意する。

② ルール

ここでは、話し合いについて2つの事例におけるルールを紹介する。

(1) 「木津川上流住民対話集会」

国土交通省の河川事務所が主催した「木津川上流住民対話集会」の事例である。

この集会では、**3つの原則**として「誰もが自由で平等な発言ができる」、「創造的な話し合いにする」、「皆が合意形成に向けた努力をする」を提示した。さらに**7つのルール**として、①「自由で対等な立場で発言しよう」、②「特定個人や団体の批判はしない」、③「参加者は立場をこえて議論しよう（参加者の見解は所属団体の公式見解とみなさない。あくまでも、その人個人の見解とみなす）」、④「分かりやすい説明、お互いの心情への理解、基本的なモラルの遵守を心がけよう」、⑤「客観的な事実の認識と、人の心情との理解を区別し、また、その両方に配慮しよう」、⑥「そのつどの対話集会でまとめを必ず行い、合意された事項を確認しよう」、⑦「多様な意見があることを認めた上で、創造的な話し合いを心がけ、意見の違いをこえて提案の作成を目指すとともに、合意された文書は全員の責任において確認しよう（多数決は行わない。両論併記はできるだけ避ける）」を提示し、参加者はこれらに合意した上で話し合いを行っており、ルール設定の一つの方法として参考になる。

(2) 高校生熟議2012

「熟議」とは、協働を目指した対話を示すものであり、「多くの当事者が集まって」、「課題について学習・熟慮し、議論をすることにより」、「互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに」、「解決策が洗練され」、「施策が決定されたり、個々人が納得して自分の役割を果たすようになる」ことといった一連のプロセスを指す。

文部科学省に設けられた「熟議」に基づく教育政策形成の在り方に関する懇談会によって、**熟議カケアイ参加の五箇条**として、①【発言する前に】資料や他の人の発言をよく読んで理解しましょう、②【発言する時に】毎回、挨拶からはじめましょう、③【発言する時に】簡潔に、分かりやすく伝えましょう、④【発言する時に】人を傷つけない発言を心がけましょう、⑤【議論の途中で】共感や感想、考えの変化なども投稿しましょう、などのルールが示された。

この報告を受け、例えば「高校生熟議2012」として、高校生を対象としてインターネット上で熟議が行われた。

③ 場づくり

各グループでの話し合いの結果を生徒が発表する時は、教員は聞く側の生徒たちを間に挟んだかたちで、発表する生徒の対角に立つなど、発表する生徒の視線が教員と生徒の間で泳がないように工夫する。

グループ学習では発言するが学級全体での話し合いになると発言しない生徒が出てくる。そのため、例えば各グループの話し合い結果を把握して、相違点、一致点などを考慮して発表する順番を組み立てるなど、生徒の関心を持続させる工夫をする。

生徒の発表を、他のグループの生徒が横柄な態度で聞いていたのでは、発表する生徒もやりづらい。聞く態度などにも注意を払わせるようにする。

話し合いを適切に進めるためにはファシリテーター役としての教員、司会（生徒）の働きが重要だが、司会役がいつも同じ生徒であったり、教員がリードする場面が多いとそれに依存してしまい、当事者意識が希薄になることがあることに留意する。

3. 話し合いを深める方法

① 話し合いの見える化

話し合いの参加度を高めるためには、「話し合いの見える化」が必要である。

例えば、黒板、ホワイトボード、ミニホワイトボード、模造紙などを使って話し合いの見える化を心がけると、参加度が上がる。

話し合いに入る場合、目的、テーマ、進め方、ルール、時間などを参加者で共有してから行うが、常にそれらを意識するために模造紙などに書いて張り出すことが大切である。途中経過をチェックすると、限られた時間の中での進行がよりスムーズになり、話が途中でそれたときにも軌道修正がしやすくなる。

また、発言者の意図が、聞く人の思い込みなどにより違った解釈をされることがあるが、意見を書き出して共有していると、その場で修正され、正しく理解される。発言の内容がよく理解できないときは、言い換えや具体例の提示を求めるとよい。

さらに、時々議論を整理して対立点を明確にし、焦点をしぼると理解が深まる。

付箋紙は情報を自由に動かせ、書き足せる。ホワイトボードは書き直しが簡単なので、試行錯誤を反映させることができる。

② 指導上の留意点

相手の主張の根拠などが間違っていることに生徒が気付かなかつたり、視点に重要な見落としがあるときは、教員やゲストティーチャーが資料を提示するなどしてサポートする。

ルールを提示しているにもかかわらず、他者の話に聞く耳を持たない、他者の意見を一方的に批判する、話題から大きく外れた発言をする、代案を示さない、全く発言しない、司会役の生徒が独断で進行するなどが見られ、かつ生徒間でその事態が解消することができない場合は、教員が指導する。

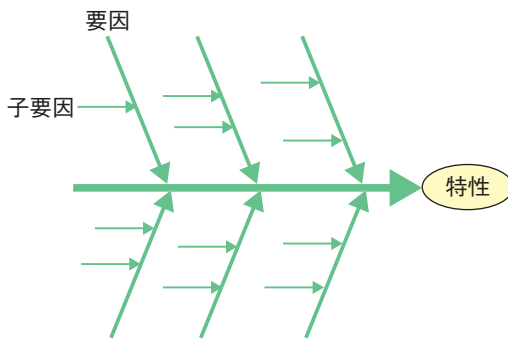
グループ学習の進行管理、生徒の話し合いへの参加を働きかけるために、教員が途中で話しかけることは当然ある。しかし、例えば課題などの再確認のために、生徒たちの話し合いが進んでいる最中に発問を繰り返すなどして話の腰を折ってしまう場合があることに注意する。また、生徒からの質問・疑問に直接教員が回答することによって、グループ内での話し合いによる学習が低下することがあることにも留意する。

ワークシートにあまり細かく指示を書き込むと、議論を誘導することにもなるので注意する。

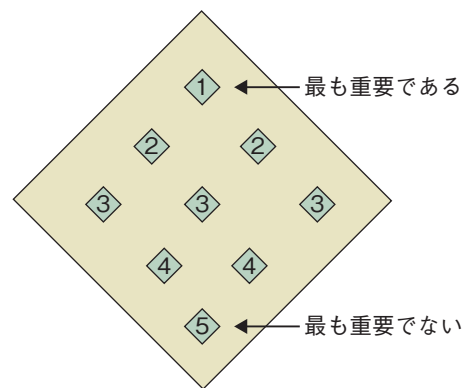
③ ツールの活用

生徒用副教材で提示したブレインストーミング（発想法）やKJ法（整理法）の他にも、問題（＝特性）の主だった原因（＝要因）との関係を魚の骨のような図解にして分析する「特性要因図法（魚の骨）」や、複数の結論を順位付け、ダイヤモンド型に並べて分析する「ダイヤモンド・ランキング」など多様な思考ツールがあるので活用する。

● 特性要因図法（魚の骨）



● ダイヤモンド・ランキング



4. 「振り返り」について

生徒用副教材に振り返りの視点を挙げたが、教員による評価、指導では具体的に示すことが必要である。

生徒の話し合いの技術を向上させるために、生徒による相互評価を行うとよい。さらにグループ学習において、4人のグループメンバーの他に1人観察役の生徒を置き、第三者の視点で話し合いをチェックさせる方法もある。

1 解説と指導上の留意点

本項では、ディベートの手法を用いて政策論争を行う際の具体的な進め方、及び留意点について解説する。

1. 論題の決定と班編制

① 論題の決定

まず実施する論題を決定する。各クラス5試合行うのならば、5つの論題を選んでもよいし、同じ論題の試合があってもよい。また、学年共通の論題があると、各クラスに横のつながりが出てくる。なお、生徒用副教材で例示している「サマータイムを導入すべきである」という論題が難しいようならば、更に身近な論題にしてもよい。

② ディベートの班決め

ディベートは、「4人1班(立論と相手の質問への回答者1名、相手の立論への質問者1名、第一反駁1名、第二反駁1名)」が原則だが、1班5~6人編成にし、リサーチ専門の生徒を作ってもよい。また、41名クラスの場合は、「5人」の班が1班できるが、その場合は役割分担の中で対戦相手からの「質問対応」を独立させ、「立論」、「質問対応」、「質疑」、「第一反駁」、「第二反駁」とし、5人全員が発言できるようにする。

ディベートの班決めは、「友達と一緒によい」などで班を決めるのではなく、「自分の参加したい論題」を優先するよう十分説明する。また、「一つの論題に8人が集まり」、「その8人を4人と4人に分けるとき」と一つの論題で2つの班ができてから「肯定否定を決めるとき」は「くじ引き」とするとよい。

肯定否定を「生徒に決めさせてほしい」といわれることもあるが、「自分が賛成のテーマでも、反対の立場から考えることは重要である」ことを説明し、理解させることが必要である。

2. ディベートの解説

① ディベートとは何か

(1) ディベートは机上のものではなく、自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行うものである。また、賛否の明確な資料に基づき、考え、意見をまとめて根拠を示して発言する活動であるため、様々な教科、総合的な学習の時間、特別活動などに応用できる教育メソッドである。そして、今回は、ディ

べートの論題を「政策論争」にしぼり、投票行動の際の指針を形成することを目的としていることを説明する。

(2) 授業計画を示す

- A. 論題の決定と班編制…………… 1 時間
- B. ディベートの解説・準備時間…… 1～3 時間
- C. ディベートの実施…………… 3～5 時間
- D. まとめとアンケート実施…………… 1 時間

※準備時間は、放課後などを利用させることにすれば、設定しなくてもよい。

(3) 生徒用ワークシートを利用し時間配分を示す。

※「時間配分」については、時間を短くしてもよい。ただし、1 時間で 1 試合を前提とするならば、示した時間配分が最長となる。

※「時間オーバー」に関しては、「話している文章が終わるまで続けてよい」とか、「時間が来たら、文章の途中で終わりとする」など、ルールを決めることが求められる。

(4) 勝敗は、「メリット>デメリット」なら肯定側の勝ち、「メリット≤デメリット」ならば否定側の勝ちとなることを説明する。

※ディベーター以外の生徒（聴衆）も、採点表（p.31 参照）を使いジャッジ同様に採点を行い、投票させて「聴衆による勝敗」を決めてもよい。これは聴衆の傾聴能力を高めると同時に、自分（聴衆者）とジャッジの評価や判定のプロセスを比べることによって、自分の考察をチェックさせるためである。また、採点表にはディベーターに対する「アドバイス」欄を設け、その「アドバイス」をディベーターに還元すると、ディベーターは自分の議論を振り返ることができ、非常に勉強になる。

(5) ジャッジは勝敗を決めると同時に、肯定側・否定側とも「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を具体的に講評し、ディベーターからの質問に応じるとよい。また、ジャッジを外部から招くと「第三者の審判」という公平感、信頼感が生まれる。

② ディベート全体の注意点

- 証拠資料は「一次資料」に当たること、資料の趣旨を変えてはならず、出典と著者を明らかにすること、インターネットの情報収集の注意などの説明をしておく、情報リテラシーを身に付けることになる。
- 資料カードの作成方法（1 枚のカードに要素は一つ、出典を示す、見出しや整理番号で整理しておく、すぐ取り出せる、など）を説明すると、情報管理の基礎知識が身に付き、レポート作成力や思考力が伸びていくことになる。
- 想定問答集などを作成させると、賛否双方を考えて資料を集め、相手の論理を予想して

- 反論を考えるなど、思考力・判断力を高めることができる。
- 立論を試合前に交換しておき、議論のすれ違いを防ぐことも効果的である。
 - 立論終了後に出された新論点は無効とし、判定の対象外（レイト）とする（ただし、減点の対象にしない）。また、肯定側は必要性を立証できるならば、いかなる現行法規（憲法、法律、条例、条約など）も改正・廃止してよいことを説明する。
 - 前年度録画しておいた先輩のディベートがある場合は、その様子を見せながら解説を行うと効果的である。また、各局面（立論、質問など）を文字に起こしておき、それを読みながらVTRを見ると理解が深まる。

③ 各局面の解説

ディベートの各局面の注意点を挙げる。今回取り上げた「サマータイムを導入すべきである」という論題についての具体的な注意点は、生徒用副教材に示している。

- (1) 立論：ディベートの最初にするスピーチである。否定側はデメリットを主張する。
※生徒用副教材では、否定側立論は例示していないが、否定側は次のことに注意して立論を行う。
 - A. その論題の内容を実施しないこと（＝現状維持）の必要性（デメリット）を論証する。一般的に下記のことを論証する。
 - a. 現状を維持する方が変更するよりましであること。
 - b. 肯定側のプランだと逆効果・問題点が生じてしまうこと。
 - c. 「現状維持による弊害」は「肯定側プランの実施による逆効果」より小さいこと。
 - B. このディベートでは、否定側は現状維持の立場をとることとし、肯定側へ別のプラン（カウンタープラン）を示すことはできないこととする。
- (2) 質疑：相手側立論の根拠等の確認を行う。生徒用副教材では否定側質疑を例に取り上げている。
- (3) 第一反駁：相手の議論が誤っていることを証明し、自分の議論を正当化する場である。反論しないと、相手の反論や主張を認めることになることに注意させる。また、「反論」は相手の立論を受けて押さえ込むと同時に、自分たちの立論を主張する場である。そのため、たくさん論点を出せばよいのではなく、審判などへ効果的な説得を心がける必要があることを理解させる。
- (4) 第二反駁：最終見解を述べ、自チームの主張を再確認する場である。生徒用副教材では、最後に行う肯定側第二反駁を例に挙げている。
- (5) 判定（ジャッジ）：勝敗は、重要性和深刻性の「質」×「量（発生の確率）」を比較して決まることが多いということに注意させる。

3. アフターディベート

ディベートについては問題点も指摘されている。自分の意見と違う事例を調べるほど逆の意見に傾く、勝敗と論題の「価値」は違う、論争テクニックだけを磨いている、などである。

そのため「アフターディベート」の重要性が指摘されている。その内容を次にまとめる。

① ディベート当日

- (1) 教員は、特に負けた方の生徒に対し、ジャッジのフローシートなどを示して、「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を理解させ、アフターケアを行う。
- (2) ディベート当日のジャッジの講評でも「どこが良かったか、どのように改善すると良くなるか」を具体的に指導してもらい質問に応じると更に良い。

② アフターディベート

- (1) ディベートへの取組や、ディベートによるスキルの向上などを確認させるアンケートを実施し、ディベートによって獲得できたスキルなどを確認させる。
- (2) ディベート実施後、生徒の持論に大きな変化が起きることが多い。そのためレポートを課し、最終意思決定を行わせる。その際、自分の持論にとらわれずに、ディベートでの相手の意見やジャッジのアドバイスを受け、客観的な意思決定になるように指導する。

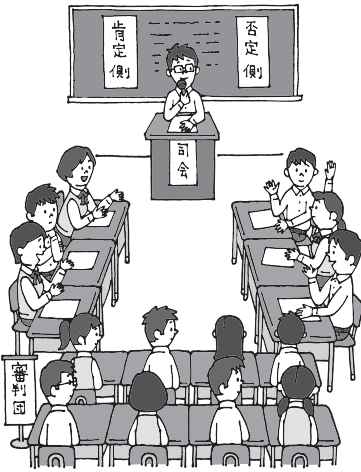
このような指導・助言を繰り返すことによって、生徒は単なる「勝ち負け」重視からディベートの「目的」を理解するようになる。

ディベートの目的

自ら一次資料に当たり多面的・多角的に調べ、論理的に考え、調べたことや考えたことを積極的に発言し、議論して望ましい問題解決の在り方を考えさせるために行う。

2 参考資料

● 会場例



● 資料カード例

見出し：所得税の税率	整理番号：25
所得税の税率は，平成 27 年分以降は 5% から 45% の 7 段階	
195 万円以下 → 5% (0 円) ☆ () 内は控除額	
195 万円～ 330 万円以下 → 10% (97,500 円)	
330 万円～ 695 万円以下 → 20% (427,500 円)	
695 万円～ 900 万円以下 → 23% (636,000 円)	
900 万円～ 1,800 万円以下 → 33% (1,536,000 円)	
1,800 万円～ 4,000 万円以下 → 40% (2,796,000 円)	
4,000 万円超 → 45% (4,796,000 円)	
出典：国税庁 HP	作成者：小川

● 採点表例

ディベート採点表

_____ 組 _____ 番 氏名 _____

評価基準	肯定側	否定側
論理的かつ効果的で，説得力ある弁論だったか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
内容は多角的で，深く検討されていたか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
資料やデータの用意や分析は十分だったか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
相手の主張を正しくとらえ反論できていたか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
表現や態度は適切だったか	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5
肯定側へのアドバイス	否定側へのアドバイス	

1 本手法の特徴

この活動は、「ディベートで政策論争をしてみよう」と同様に、話し合いや討論の根拠を調べたり、「模擬選挙」、「模擬請願」、「模擬議会」などの実践的な学習活動の中で用いる学習手法の一つとして位置付けられる。

一般的に社会経験の少ない高校生が、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育むためには、その前提となる活動として、例えば自分が住んでいる（あるいは学校のある）身近な街の実際の状況を知り、その中から自ら解決すべき課題を見出すことなどが考えられよう。そこでこの活動では、地域調査の基本的な手法を身に付け、実際に調査を行ってみることを通して、生徒自身がより良い社会を形成していく「街の主役」であることについて自覚させることをねらいとしている。

なお、この活動における「街」とは、身近な地域の調査を通してとらえることのできる、いわば直接経験している地域の規模のことである。したがって、この活動における調査対象地域は必ずしも行政区の市町村を意味しているわけではなく、実際には市町村より小さな学区域を基にした地域であったり、複数の市町村にわたって設定したりする場合も考えられる。

2 解説と指導上の留意点

この活動は、地理歴史科、公民科、総合的な学習の時間、特別活動など様々な教科等において実施することが可能である。

特に、地理歴史科の科目「地理A」の内容(2)「生活圏の諸課題の地理的考察」の中項目「ウ 生活圏の地理的な諸課題と地域調査」、科目「地理B」の内容(1)「様々な地図と地理的技能」の中項目「イ 地図の活用と地域調査」における学習内容との関連が深い。「地理A」、「地理B」は共に地理歴史科における選択履修科目であり、必ずしも高等学校に在籍する全ての生徒が履修するとは限らない。そのため、この活動を適切に実施するためには、中学校までに全ての生徒が確実に学習した内容を踏まえ、それを発展させるようにすることが求められる。

そこで中学校の教育課程に目を向けてみると、生徒は、中学校社会科（地理的分野）の内容(2)「日本の様々な地域」の中項目「エ 身近な地域の調査」において、地域調査に関する基礎的な力を身に付けて高等学校に入学してきていることが分かる。教員は、自校の生徒が中学校段階でどのような地域調査を行ってきたのか把握した上で、更にその力を

進展させるよう指導上の工夫を講じることで、より一層効果的な学習活動とさせることが期待される。

また、副教材の他の学習活動との関連に目を向けてみると、例えば、この活動を、地方公共団体の首長や地方議会に関する「模擬選挙」や、「模擬請願」を実施する際の事前学習として位置付けたり、「模擬議会」を実施する際の議案や「ディベート」論題を何にするか決める際の資料収集場面として位置付けたりすることが考えられよう。

なお、あくまでも学習手法としての位置付けであるため、単元計画を作成する際、連続してまとまった時間を設定することが困難な場合には、この活動の前半部分である地域調査は1学期に特別活動で実施し、自分と街、政治との関わりを考察させる後半部分は2学期に公民科で実施するなど、教科等を切り離して実施することもできる。

参考 学習指導要領における主な記述

○中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

[地理的分野]

2 内容 (2) 日本の様々な地域

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(4) 内容の (2) については、次のとおり取り扱うものとする。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の (2) のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

3 この活動の実施に当たって必要なもの

- 各種統計資料，地図帳：生徒に準備させる。また，図書館，インターネットなどを通しての情報収集を行うことが考えられる。
- 行政発行広報誌：あらかじめ連絡することで，各班に1部程度は市区町村役場から提供していただける可能性がある。
- 議会情報誌：事前に議会事務局に問合せをすることで，情報誌（議会だより）を提供していただける可能性がある。
- 議会議事録：インターネット上に公開されている場合もある。